

令和 2 年 4 月 総会議事録

日 時 令和 2 年 4 月 23 日 (木)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年4月23日(木)
午前9時00分開会 午前9時50分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東86会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画について
 - 議案第6号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第7号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 4 「人・農地プラン」の更新について
- 5 その他
 - (1) 連絡事項

6 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 —
16 番 内藤 喜章	17 番 中島 博文	18 番 日向 勉
19 番 福井 直子	20 番 —	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

7 欠席委員 高部 宏生委員、 松井 一郎委員

8 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名

農業企画課 1名

9 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 4 月総会を開会いたします。

内藤会長、よろしく願いいたします。

議長

<あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いします。

本日は、議席番号 15 番高部宏生委員、同 20 番松井一郎委員から欠席の届出がありましたのでよろしく願いいたします。

なお、現時点での出席委員は、24 名中 22 名で過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号5番伊藤英二委員、同6番今泉武男委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、13日の書類説明会、農業委員による現地調査、審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ、保留はございません。

本日は議案の他に資料1-1として農地法第3条許可申請の番号4番及び5番の新規就農の案件について、事務局が聞き取りした概要を配布しておりますので、合わせてご精読ください。

また、補助資料について説明します。1ページの番号1番は所有農地のうち一部が国土交通省のバイパス工事の工事車両置き場となっておりますが、令和2年4月末日までに工事は完了し1か月程度で元の農地に戻す誓約書が4月17日付で提出されました。

番号4番は申請地に鳥小屋が建てられておりましたが、4月14日に撤去されています。

以上です。よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

4,5条関係におきましても、特に変更等はございません。

これまでの対応状況についてご説明いたします。補助資料をご覧ください。

4条については、特別対応した案件はありません。

5条の番号1番については、事務局での現地調査時に土入れを確認し指導しておりましたが、土地所有者により整地の上売却するためであったと確認しましたので、着工を停止し4月13日付けで始末書が提出されました。

番号2番については過去の転用者から4月9日付けで今回の転用について異議はない旨の書類が提出されました。

番号10番については、現在道路向いの樹園地から排水管を申請地内を通り河川へ放流しているため、土地所有者より今後も使用できるかと相談がありました。転用者へ確認したところ今後も使用できるよう配慮するとの回答がありました。また、造成について整地のみで計画されておりましたが、水がたまりや

すい地形であるため、再度問題ないか確認したところ、盛土1mで修正することとなりました。

番号14番から16番については、宅地が隣接しており、事業内容を説明しているか確認がありましたが、番号14番及び15番は反射等の影響を考え南側の宅地にはすでに説明済みですが、北側について影響は少ないと考え未対応でした。そのため北側の宅地にも許可前までに工事日程と併せて説明すると確認しました。番号16番については、隣接する宅地にはすでに説明済みです。

番号25番及び26番は、研究用資材置場について周辺農地等への影響が危惧されていましたが、17日の審査会時に防水性のあるフレコンバックに土などが入ったものを入荷しその中に研究品を入れるとのことを確認しました。当初はその分解された研究品が入った土を施設内の緑地に活用したいとのものでしたが、リスクなどを踏まえフレコンバックから一切出さず廃棄することで合意しました。

今後の施設運営も含め添付図面のとおり変更しました。

なお、事業開始後、疑われる場合の現地調査等については協力したい旨確認しています。

内容については、事務局で確認していき、市の環境保全課とは調整していきます。

以上です。よろしくお願ひします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から6番までの6件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第1号、1ページをご覧ください。

まず、新規就農及び区分地上権の設定に関する案件を除いた番号1番から3番までについて説明します。

取得目的は、すべて経営規模拡大です。権利の種類は所有権の移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかについて、全案件ともトラクター等大型機械を保有し営農に必要な機械を確保しています。従事者について番号1及び2番は2名以上の常時従事者がいます。番号3番は申請者1名で、77歳と高齢ではありますが、高齢者取得理由書が提出されています。労働意欲及び健康状態には問題がなく、後継者は、別世帯で現在サラリーマンをしている長男がなる予定です。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号1番は、先ほど誓約書が提出された所有農地について、農地に復元されたことを確認した後、許可書を交付することとします。その他については耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われます。

第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事します。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号4番及び5番の新規就農の案件について説明します。取得目的は新規就農、権利の種類は賃借権の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書・現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、番号4番は農業次世代人材投資資金を活用し、軽トラック・選果機を購入予定です。番号5番はトラクター等の大型機械を弟と共同で利用し営農に必要な機械を確保しています。従事者についてはいずれも申請者1名で従事する予定です。また申請地及

び所有農地の全筆現地調査の結果、全ての農地が耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについて、全案件とも申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、番号4番は申請地合計3,286㎡ですが、既に建っているハウスでミニトマトを栽培する予定であり農地法施行令第2条第3項第1号に規定する集約的な経営に該当します。番号5番は許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

最後に番号6番区分地上権の設定の案件について説明します。取得目的は太陽光発電施設用送電線を設置するため、権利の種類は区分地上権の設定です。

農地法第3条第2項但し書きのうち民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され又は移転される場合における許可基準に該当するかどうかについて申請書及び現地調査をもとに説明します。

地上権等の権利の設定又は移転を認めてもその権利の設定又は移転に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生じる恐れがないことについて、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

地上権等の権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る農地等をその権利の設定又は移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められることについては、該当ありません。

なお、番号6番は農地法第5条番号16番と同時申請ですので、農地法第5条の許可に合わせて許可書を交付することとします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委員
議長

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することとし、番号6番は、議案第3号農地法第5条番号16番太陽光発電設備による区分地上権の設定のため、許可日については豊橋市長と調整のうえ決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第2号、2ページをお願いします。

転用目的については、番号1番、2番が社会福祉施設、3番が駐車場、4番、5番が自己用住宅です。

農地種別については、3種農地と判断されるのは番号4番、5番です。2種農地と判断されるのは番号1番から3番です。

資力については、自己資金のみは番号1番から3番、5番です。借入金のみは番号4番です。

信用性については、全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号1番から3番、5番については、地上権者の独立行政法人水資源機構の同意書が添付されています。その他の案件については該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年5月16日から7月1日までに着工し、令和2年9月20日から令和2年12月25日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、2番、4番、5番です。その他の案件については該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについて、番号2番は申請外宅

地が117.47㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、4番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、3番、5番です。

一時転用については、全案件とも該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から26番までの26件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第3号、3ページから6ページをお願いします。

権利の種類について、所有権移転は、番号1番から3番、5番、6番、10番、11番、12番、16番、17番、20番、21番、25番、26番です。賃借権の設定は、番号4番、8番、9番、11番、14番、15番、19番、22番です。使用貸借による権利の設定は、

番号7番、18番、23番、24番です。

転用目的については、番号1番から3番、5番、6番、8番、9番、14番から17番、20番、21番が太陽光発電設備等、番号4番、11番、19番、25番が駐車場等、番号7番、13番、18番、23番、24番が分家住宅、番号10番、12番、26番は資材置場等、番号22番は車両置場です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号6番です。2種農地と判断されるのは、番号3番から5番、7番から15番、17番から23番、25番、26番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、2番、16番、24番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、借入金のみは、番号1番、3番、5番から8番、18番、20番、21番、23番、24番です。自己資金のみは、番号2番、4番、9番から12番、14番から17番、19番、22番、25番、26番です。自己資金及び借入金は番号13番です。

信用性について、番号11番は始末書が添付されています。その他案件は、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号11番はすでに完了しています。その他の案件については令和2年5月20日から令和2年8月1日までに着工し、令和2年6月20日から令和3年1月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号7番、18番、23番、24番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番は申請外山林が6,090㎡、番号11番は申請外宅地が402.03㎡、番号12番は申請外豊川用水路が12㎡、番号17番は申請外雑種地が198㎡あります。その他の案件については該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番

から34番、5番、7番から10番、12番、14番から17番、20番、21番、24番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号4番、6番、11番、13番、18番、19番、22番、23番、25番、26番です。

一時転用については全案件とも該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号3番並びに番号25番及び26番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したう豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第4号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第4号、7ページをお願いします。

番号1番から3番については、許可後、社会福祉施設を建築するにあたり、調査したところ敷地内に段差や法面ができてしまい、車いすで来る利用者等へ危険を及ぼす恐れがあるため事業計画を変更するものです。

番号4番については、運営を継続するに伴い従業員及び同施設内で営業を行うテナント従業員のための駐車場が引き続き必要なため一時転用期間を2年間延長するため行うものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第5号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、3月23日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、2件4筆5,340㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる4月17日の農地審査会において、近藤委員、鈴木委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合することであること。

2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

委員 質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第6号「相続税納税猶予にする適格者証明について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第6号10ページをご覧ください。

議案第6号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号1番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の11筆は田畑の保全管理です。

番号2番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地のうち18筆はキャベツ等の栽培、5筆は田畑の保全管理です。

番号3番は、畑作による経営です。特例農地の4筆は露地野菜の栽培です。

この3件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方々に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内的の農地は、番号3番の特例適用農地全てが該当いたします。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
続きまして、議案第7号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。
番号1番から9番までの9件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第7号11ページを及び12ページご覧ください。
議案第7号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
番号1番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の9筆はキャベツ等の栽培、3筆は田畑の保全管理です。
番号2番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の3筆はキャベツ等の栽培、10筆は田畑の保全管理です。
番号3番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の6筆は田畑の保全管理です。
番号4番は、水稻及び果樹による経営です。特例農地の2筆は田の保全管理、2筆は柿の栽培です。
番号5番は、水稻による経営です。特例農地の7筆は保全管理です。
番号6番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の6筆は田の保全管理、2筆は露地野菜等の栽培です。
番号7番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の8筆はキャベツの栽培、12筆は田畑の保全管理です。
番号8番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の11筆

はキャベツ等の栽培、6筆は田畑の保全管理です。

番号9番は、水稻及び施設園芸による経営です。特例農地の4筆はハウスにおける花穂等の栽培、8筆は保全管理です。

この9件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号2番及び6番に2筆ずつあります。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。
以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の13ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から33番までの33件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から13番の13件、及び20ページからの報告第3号の番号1番から34番までの34件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に25ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から4番までの4件については、備考欄に記載の農地法第3条許可及び利用集積公告を合意解約した

旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 26 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、4 月 22 日付けで証明を行いました。

次に 27 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番 1 件については、名古屋法務局豊橋支局登記官からの照会です。

番号 1 番は、市街化調整区域で、農用地区域外の農地です。備考欄に記載の委員の方々に現地調査をしていただきました結果、現況は山林化しており「農地性なし」と確認されましたので、その旨を 4 月 13 日付けの事務局長名で回答いたしました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 9 時 41 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。（午前 9 時 43 分再開）

次に「人・農地プラン」の更新について農業企画課の担当から説明があります。説明をお願いします。

農業企画課 <説明>

議長 今の説明について質問等がございましたらお願いします。

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局 <連絡事項>

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 9 時 50 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年4月23日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(5 番 伊藤 英二 委員)

議事録署名者
(6 番 今泉 武男 委員)